

第5【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 3 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）及び前中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）並びに当中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）及び当中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表について、朝日監査法人により中間監査を受けております。